

山梨県中巨摩郡若草町

將監堤

若草町道3号線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査

2003

若草町教育委員会
山梨県峡中地域振興局建設部

山梨県中巨摩郡若草町

將 監 堤

若草町道3号線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査

2003

若草町教育委員会
山梨県峡中地域振興局建設部

例　　言

- 1 本書は山梨県中巨摩郡若草町鏡中条地内に所在する堤防遺跡「将監堤」の発掘調査報告書である。
- 2 発掘調査は若草町道3号線建設に伴うものである。
- 3 調査は平成14年3月4日から平成14年3月15日にかけて行い、実質調査日数は10日であった。
- 4 調査範囲は、工事計画に基づいて設定し、川表側（1区）、川裏側（2区）の調査区を併せた実質掘削面積は118m²であった。
- 5 調査は山梨県峡中地域振興局建設部の委託を受けて、若草町教育委員会が主体となっておこなった。
調査体制は以下のとおりである。（役職は調査実施時）

調査機関　若草町教育委員会社会教育課
教育長　加藤南海男
教育次長　加藤智（兼社会教育課長）
調査担当　田中大輔（社会教育課文化財担当）
- 6 発掘調査に従事したのは以下の方々である。（敬称略・50音順）
飯室めぐみ・石川久子・石川二三枝・山本　愛・山本妙子
- 7 整理作業は平成14年度に行い、飯室・石川（二）・山本（愛）が参加した。
- 8 本書の編集・執筆は田中が行った。
- 9 本書に掲載した地図は、国土地理院発行1/50000「甲府」「駿沢」、若草町役場発行1/10000「若草町全図」である。
- 10 発掘調査・整理作業に際しては、以下の諸氏・諸機関にご教示、ご協力を賜った。記して謝意を表する次第である。（敬称略・50音順）
甘利　紘・今村文匡・北村　栄・小池　力・斎藤秀樹・畠　大介
保阪太一・森原明慶・吉沢光之・山梨県教育委員会学術文化財課
- 11 今回の発掘調査の目的は、堤防遺跡「将監堤」の内、必要な箇所の記録保存を図ると共に、地域における近世の治水システムの一端を明らかにすることにあった。しかしながら、後述するとおり、今回の調査では、結果的に近世の堤防の検出に至ることは出来なかった。本報告書を刊行するにあたっては、各都道府県教育委員会教育長宛文化庁次長通知（「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」平成10年9月29日付庁保記第75号）、及び山梨県が定めた「山梨県教育委員会埋蔵文化財事務取扱要項」を踏まえた上で、ネガティブな結果はネガティブな結果として、検出された遺構の帰属時期を客観的に明示する必要から、近代以降の遺物を必要最小限図版に掲載した。
なお、これら出土遺物については調査終了後、遺失物法第13条に基づく届出を管轄警察署に行い、その後、管轄警察署から埋蔵文化財提出書をもって提出されたこれら遺物については、山梨県教育委員会による鑑査の結果、文化財として認定されている（平成14年4月2日付教学文3第8-24号）。
- 12 本書に関わる出土遺物ならびに写真・記録図面類は若草町教育委員会において保管している。

凡　　例

遺構凡例

- 1 遺構の縮尺は、調査区配置図1/1000、調査区全体測量図1/400、調査区掘削状況図1/200、堤体断面図1/100、石組遺構1/50である。
- 2 遺構断面図中の「262.0」等の数値は標高を表し、単位はメートルである。また同一遺構挿図中の水糸レベルは統一した。
- 3 挿図中の北方位はすべて国家座標に基づく真北である。磁北は $6^{\circ}10'$ 西偏する。
- 4 遺構挿図において、使用したスクリーントーンの内、必要な凡例は各々使用された挿図中に示した。
- 5 便宜上土層断面図を表裏反転して示したものがある。
- 6 土層断面図に付した土層の番号は、各調査区（1区・2区）毎に共通番号を付与した。従って、例えば1区北壁の第10層と南壁の第10層は同一層であるが、1区の第10層と2区の第10層は同一層とはならない。

遺物凡例

- 1 遺物の縮尺は全て1/3で示した。
- 2 碗、皿等回転体に近い遺物の実測に際しては四分割法を用い、遺物の右前半1/4を切り取った状態で作図し、左側1/2に外面、右側1/2に断面及び内面を記録した。また、残存状況によっては遺物の中心を算出し、 180° 回転して作図したが、この場合は中心線を一点鎖線で示した。また断面等を任意の回転で付した場合は点線で示した。
- 3 陶磁器のトレースに際しては、施釉状況についてスクリーントーン等を用い表現した。
- 4 回転体にならない遺物の実測に際しては三角投影法に準拠した図を示した。また、破片資料であるため推定径の算出不能な陶磁器等、及び拓影図に関しても同様の作図に依った。
- 5 遺物観察表において、碗、皿等回転体に近い遺物については計測値として、口径・底径・器高を示した。これ以外の形態の遺物については、計測値としてタテ・ヨコ・厚さを示した。また、計測値中括弧で示した値は、推定値若しくは残存最大高である。例外のある場合はその旨遺物観察表の備考欄に記した。
- 6 遺物観察表において残存率を破片としたものは、残存率が明確に計測し得ないもの、不明としたものは、その遺物の完成形が明確でないので、残存率を算出できないものとした。
- 7 遺物の色調については、農林水産省農林水産技術会議事務局監修 財团法人日本色彩研究所色票監修『新版 標準土色帳』に準拠して付与した。
- 8 挿図中の遺物番号と写真図版、遺物観察表中の遺物番号は一致する。

その他凡例

- 1 註/参考引用文献は一括して本文末に掲げた。
- 2 挿図について一部不整な縮尺で示したものがある。縮尺値については挿図中に明記したが留意されたい。

本文目次

例 言

凡 例

目 次

第Ⅰ章 調査に至る経緯と経過	1
第1節 調査に至る経緯	1
第2節 調査の方法と経過	2
第Ⅱ章 遺跡の立地と環境	5
第1節 遺跡の立地	5
(1) 地理的環境	5
(2) 考古学的環境	5
(3) 歴史的環境	5
第2節 将監堤について	6
第3節 釜無川右岸の治水体系	9
第Ⅲ章 検出された遺構と遺物	10
第1節 調査区の現況	10
(1) 提体本体	10
(2) スロープ	10
(3) 積集積部	10
(4) 「出し」跡	10
第2節 1 区	11
(1) 遺構	11
(2) 遺物	11
第3節 2 区	11
(1) 遺構	11
(2) 遺物	12
第4節 石組遺構	12
第Ⅳ章 収 束	13
註／参考引用文献	15

図版

報告書抄録

挿図目次

第1図 遺跡の位置	3
第2図 周辺の遺跡	4
第3図 釜無川右岸の治水体系	7

表 目 次

第1表 1区出土遺物観察表	17
第2表 2区出土遺物観察表	17

図版目次

図版1 調査区配置図	
図版2 調査区全体測量図	
図版3 調査区掘削状況図	
図版4 堤体土層断面図(1)	
図版5 堤体土層断面図(2)	
図版6 石組造構測量図	
図版7 1区出土遺物	
図版8 2区出土遺物(1)	
図版9 2区出土遺物(2)	
図版10 2区出土遺物(3)	
図版11 2区出土遺物(4)	
図版12 1区北壁(南より)	調査区遠景(北より)
1区南壁(北より)	外地側石組(東より)
1区西壁(東より)	外地側礫集積部断削状況(南より)
図版13 2区北壁(南より)	内地側石組とスロープ(北西より)
2区南壁(北より)	内地側石組(西より)
2区東壁(西より)	2区調査状況
図版14 1区出土遺物	
2区出土遺物(1)	
図版15 2区出土遺物(2)	

第Ⅰ章 調査に至る経緯と経過

第1節 調査に至る経緯

平成13年7月、若草町教育委員会（以下町教委）は、山梨県峡中地域振興局建設部（以下峡中建設部）及び若草町建設課より若草町道3号線および普通河川ほんさん川改修改修計画に係わる埋蔵文化財への対応について照会を受けた。

計画は、若草町道3号線について、堤体法面に斜めにスロープを設けて堤体横断線を迂回して堤を越える現在の道路を改築し、堤防遺跡「将監堤」の上に盛土を施して直線的に堤を横断する道路構築するというものであった。また、普通河川ほんさん川改修については、将監堤の東側に位置する堤防遺跡「もようげん堤」（近世の絵図や明細帳に見える「八幡下堤」、第3図参照）の堤外地側法尻に沿って流れる同河川の護岸を改修し幅員を広げるというものであった。なお、当該事業は「町道」に係るものであるが、県道若草双葉線建設工事に付帯して施工されるため、県峡中建設部が主体となっていた。

この計画に対し町教委は、当該計画が堤防遺跡「将監堤」及び「もようげん堤」に関わることから、協議が必要な旨回答した。

「将監堤」、「もようげん堤」は、その時点では若草町埋蔵文化財包蔵地地図への記載が成されていなかったが（注1）『山梨県堤防・河岸遺跡分布調査報告書』（保坂ほか1998）によって既に周知されていた。また、遺構は近世以降の所産と推察されるものの、町教委には「将監堤」・「もようげん堤（八幡下堤）」やその周辺の治水・利水施設に關わる250冊を超える「出来形帳」・「仕様帳」等の近世文書が遺存しており（田中2002）、文献が豊富に残る遺跡として、近世甲斐における治水思想の解明に欠くことのできない、地域にとって特に重要な遺跡であることが明らかであった。

工事計画を基に協議を行なった結果、「もようげん堤」については、幅員の拡張は、堤体と接する側では行なわず、堤体と接する側の護岸も、現在の護岸の内側に新たな護岸を貼付ける工法であることから、現況の堤体にまったく影響を及ぼすものでなかったものの、「将監堤」については、遺構は殆どが盛土によって保護されるとはいえ、計画が道路という恒久的構築物にあたり、相当期間人間と遺跡との関係が断続され、当該埋蔵文化財が破壊したに等しい状態となることから、最終的に町教委は埋蔵文化財保護上必要な措置をとる必要がある旨判断した。

これを受け峠中建設部は、平成13年7月12日、文化財保護法第57条の3に基づく通知を若草町教育委員会教育長に提出した。今後の調査計画を峠中建設部と協議の上、平成13年8月10日、町教委教育長は同通知を山梨県教育委員会教育長に進達した。同年8月21日には県教育長より峠中建設部長に「将監堤」について発掘調査を実施すべき旨指示する通知があった。また、「もようげん堤」については、施工時に工事立会いを実施することとされた。

そこで山梨県峠中地域振興局と若草町教育委員会教育長は平成14年2月20日、「若草町道3号線改築に伴う「将監堤」発掘調査に関する覚書」を締結し、当該計画地の内、「将監堤」にかかる部分について記録保存を図ることで合意し、後述する日程で発掘調査を行なうことになった。また、ほんさん川改修に伴う工事立会については、同工事の施工される平成14年度中に実施することとした。

第2節 調査の方法と経過

調査は、該当部分の旧堤体構造を明らかにすることを目的とし、川表側、川裏側にそれぞれ調査区を設定した。調査に際してはレンチ法を探り、主に調査区壁面において土層の堆積状況を把握することとした。調査区の幅は作業の安全を考慮して6mとし、壁面に十分な勾配を設けることで調査区壁の崩落を防いだ。その結果調査区壁の土層断面図を見通しで作成することになり、調査精度が低下してしまったが、作業の安全に配慮した結果である。調査区の長さは10mを基本としたが状況に応じて適宜延長、又は短縮した。設定した調査区は川表側を「1区」、川裏側を「2区」と呼称することとした。

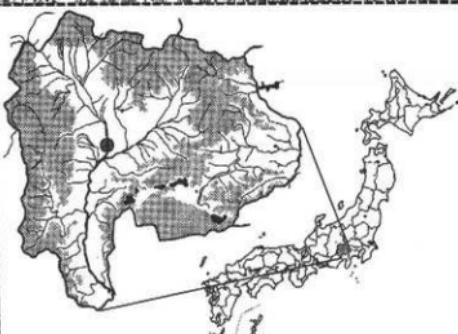
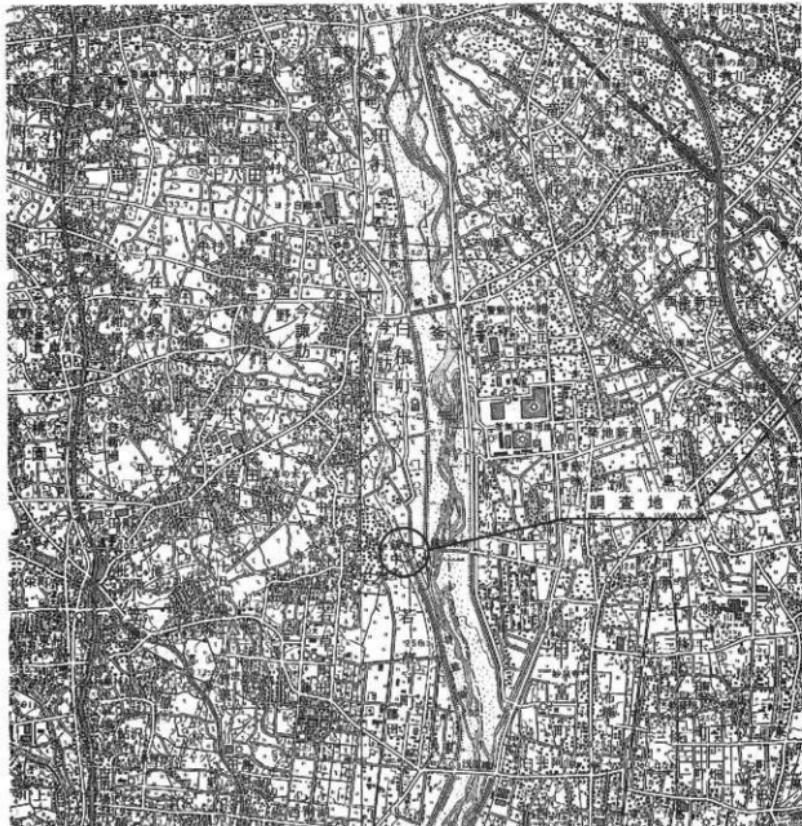
また1区、2区両調査区の北側の裏表法面に石組（石葺）が施されている箇所があったため、この部分を記録すると共に、人力にて断割って、この部分にのみ石組が施された原因を究明することとした。

調査の経過については、以下に調査日誌（抄）を掲載することで代えたい。

なお、ほんさん川改修工事については、平成14年12月6日に工事立会を実施し、施工が堤体に影響を与えていないことを確認している。

調査日誌（抄）

2002年3月4日（月）晴	3月12日（火）晴
プレハブ設置。機材等撤入。調査区設定。	2区の掘削終了。人力にて調査区底面を精査。
3月5日（火）曇のち雨	3月13日（水）晴
重機の回送。1区（堤外地側）の掘削を開始。	2区写真撮影。調査区壁断面図の作成。
3月6日（水）雨のち晴	堤内地側基底部の精査。
1区掘削を完了。1区旧堤体基底部を検出。	内地側石組部分他断割り開始。
1区平面図の作成。1区調査区壁の精査。	3月14日（木）晴
3月7日（木）晴	2区調査区壁断面図・調査区平面図の作成。
1区調査区壁の精査。	堤内地側基底部の精査。午後より2区埋戻し開始（同日終了）。
1区写真撮影。	内地側石組部分測量図面作成。同写真撮影。
1区調査区壁断面図等の作成。	外地側石組部分の断割り作業開始。
2区の掘削を開始。	3月15日（金）雨のち晴
3月8日（金）晴	1区堤体法面に疊が集中する部分について補足調査・測量。
1区出土遺物の取り上げ。1区埋戻し（同日終了）。2区掘削を続行。2区調査区壁精査。	内地側石組部分の補足測量。
3月9日（土）	外地側石組部分測量図面作成。同写真撮影。
休日のため作業なし。	補足調査分の埋め戻し（同日終了）。重機回送。
晴3月10日（日）晴	機材撤収。プレハブ撤去。同日中にすべての調査を終了。
休日のため作業なし。	同日小笠原警察署長宛に遺失物法に基づく届出を行なう。
3月11日（月）晴	
2区掘削を続行。調査区壁の精査。	
調査区全測図の作成。	



第1図 遺跡の位置



第2図 周辺の遺跡

第Ⅱ章 遺跡の立地と環境

第1節 遺跡の立地

(1) 地理的環境

将監堤の築かれた山梨県中巨摩郡若草町は、甲府盆地の西部、釜無川（富士川）の右岸に位置し、町域の東辺は釜無川に、西辺は横形山崩から流下し釜無川に合流する滝沢川に画される。町域は日本有数の扇状地とされる御勅使川扇状地の扇央から扇端部、及び釜無川の氾濫原を中心に広がっている。急峻な山地山岳を有する自治体が殆どである山梨県においては、町内に山地がなく町全体が極めて平坦であることが相対的な若草町の地形的特長ということができる。

しかしながら、一見平坦に見える町域も御勅使川扇状地上に残る微地形や釜無川の沖積低地の他、滝沢川による御勅使川扇状地上の二次扇状地、土石流堆などによる二次扇状地上の微高地など、微視的にみれば更に幾つかの地形に分類することが出来る。

(2) 考古学的環境

若草町域を含む御勅使川扇状地の末端部では、第2図に示されるとおり、扇端線に沿って帯状に埋蔵文化財包蔵地が分布することが知られている。近年この地域においては、主に道路建設に伴って数多くの発掘調査が行なわれており、地域の歴史の一端が明らかになりつつある。これら調査の成果に拠れば、御勅使川扇状地末端の遺跡群においては、弥生時代中期以降中世まで、連綿と人間の営為の痕跡が確認されていることから、この地域の扇端部の湧水帯に支えられた豊かな住環境を想像することが出来る。(註2)

また、御勅使川扇状地末端でもやや内側（扇央側）に入る古墳時代前期及び平安時代前半の集落が発見された「村前東A遺跡」(三田村ほか1999)に代表されるよう、ここに古墳時代前期および平安時代前半の遺構が非常に濃密且つ広汎に分布することが明らかになりつつある。(註3)

御勅使川扇状地の南側に展開する滝沢川扇状地に目を転じれば、扇状地上の微高地には、古代末から中世にかけてこの地で勢力を持った加賀美氏の館跡と伝えられる古刹法善寺がある。滝沢川扇状地上にはこの法善寺を中心として条里型地割が広く遺存しており、現在でも中世的空間を色濃く残す町並みがみられる。また、毎年2月に十日市場地区で開催される「十日市（若草町指定史跡）」は、その起源が中世に遡るとされるが、市は現在でも扇状地末端の扇端線上、所謂田方、原方の境界で開かれており、両地域それぞれの産物が境界で交換された市の成立を想起することができる。

なお、近年それまで遺構の存在が確認されていなかった釜無川の氾濫原において、御崎蔵入遺跡（田中1999）の調査が行われ、平安時代の祭祀跡と共に近世の道状遺構や小橋、水田址等が洪水堆積物下に検出された。釜無川や滝沢川の流路の変遷を考えれば、今後これまで遺跡の存在が認められていなかつたこれら地域から新たな遺跡が発見される余地があるといえる。

(3) 歴史的環境

御勅使川扇状地末端の遺跡群、滝沢川扇状地上の遺跡群を礎に、各々の時代の自然環境、社会環境の影響を受けつつ、この地域に近世村落が形成されていったものと推察される。

現在の若草町を構成する旧村（近世村落）は第3図に示すとおり七ヶ村あるが、この内、下今井・寺

部・十日市場の各村は御勅使川扇状地の扇端に、加賀美・藤田の両村は、滝沢川による二次扇状地上の微高地を中心に、浅原村は釜無川氾濫原にそれぞれ立地している。この中で、将監堤の築かれた鏡中条村は、これら若草町を構成する旧村中、東辺に位置しており、その領域は釜無川右岸に接しながら、一部は釜無川を越え、同川左岸に飛地として占地する。村域の北半は御勅使川扇状地上にあるものの、南半は釜無川氾濫原に占められており、南に接する浅原村などと共に古來より釜無川の水害に悩まされてきた地域として知られている。

『甲斐国志（以下国志）』によれば、鏡中条村について「今ノ村居ハ皆釜無ノ河灘ヨリ西へ移リタル所ト云」とあり、やはり釜無川の水害の影響を強く受けたことが窺える。近平町教育委員会の実施した発掘調査でも、現在の鏡中条集落の南東、現釜無川氾濫原において、厚い砂礫層下に近世の道状構造やこれに伴う小橋、水田址、灌漑施設等、旧鏡中条村を想起させる遺構が検出されている。（田中1999）『国志』には南接する浅原村についても「釜無川ノ水害ニ罹リ村居ヲ移スコト三四度ニ達ベリト云」とみえ、別項には村に築かれた「避水台」について「浅原村古來ヨリ水害多シ寛文三年今地移居ス河辺ノ孤村ナル故洪水ヲ避ケシメン為ニ享和二年春勘定奉行小笠原と泉守之ヲ築カシム」とあり、近世浅原村の置かれた状況が端的に示される。（註4）

また、浅原村は、若草町を構成する他の旧村と同様、釜無川の右岸に位置するにもかかわらず、『国志』においては南接する東南湖村と共に巨摩郡中郡筋（現在の釜無川左岸地域）に置かれる。これは、鏡中条村の飛地が釜無川左岸に存在することや、逆に左岸に位置する今福新田村の飛地が釜無川右岸に存在することなど併せて、釜無川流路の変遷を傍証するものとされる。

若草町に北側から迫る御勅使川扇状地は、白根町塙前付近の扇頂を中心として半径8km程の大きな円弧を描きながら町域を席巻する。扇状地の円周は町域北半で釜無川氾濫原と交錯し、せめぎあい、南流する釜無川の侵食によって南北に伸びる長い崖線を形成している。

崖線は、釜無川下流に向うほど、扇端を切るようになるので、八田村徳永付近で高さ最大20m程あったものが、若草町北端（下今井地区）で5mと漸次高さを下げ、鏡中条地区集落南端で御勅使川扇状地が収束するとこれに呼応して崖線もまた収束する。

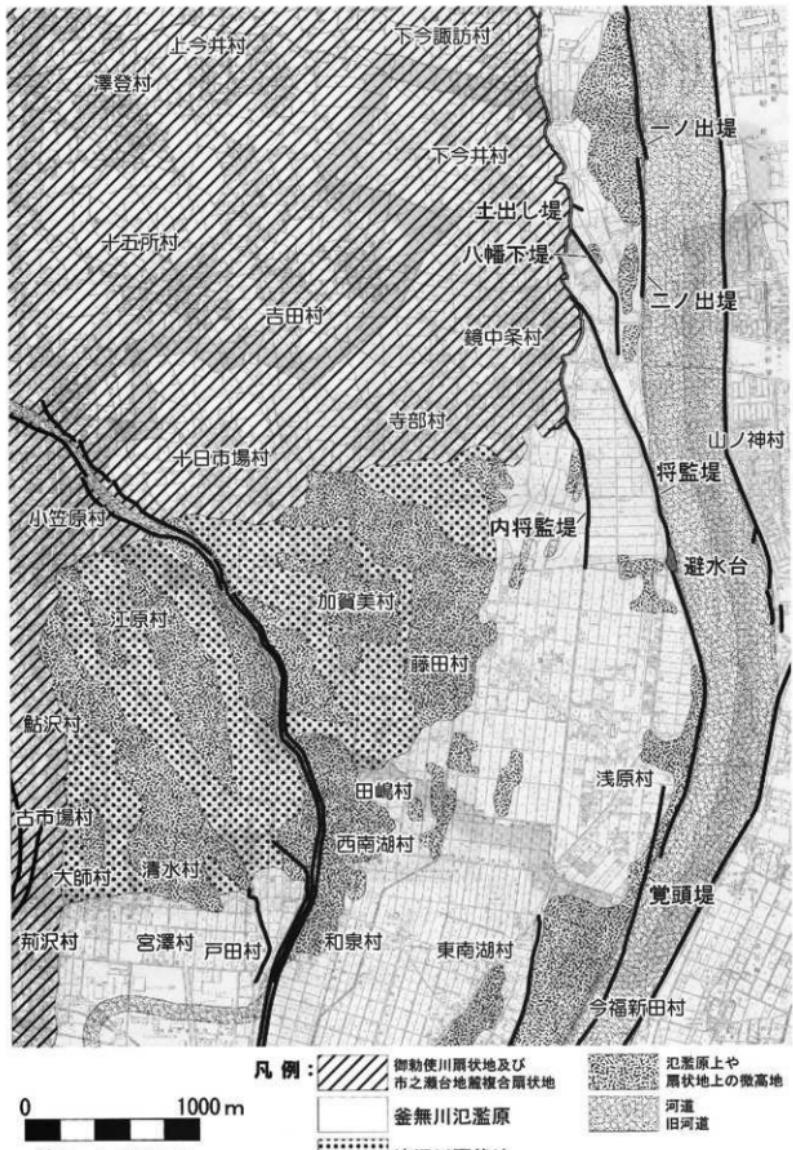
結果的に近世以降鏡中条村の村居は、東辺を釜無川の侵食による崖線に、南辺を御勅使川扇状地の扇端線に画され、村居の南側に広がる釜無川氾濫原に同村の耕地が形成されてきた。

「釜無川ノ水害ニ罹リ」現在の場所に移った鏡中条村の集落は釜無川の浸食作用により生じた崖線の上に位置するため、実際に家屋が流出する可能性は低いものの、耕地は村居の南側に広がる釜無川氾濫原にひろがっているため、頻繁に水害に見舞われたことが推察される。将監堤は、この釜無川氾濫原に広がる耕地を守るべく配置されたものといえよう。

第2節 将監堤について

将監堤は、現鏡中条集落の東端の崖線に接続された「山付き堤防」で、釜無川左岸の「信玄堤」、「かすみ堤」の構築により西遷（註5）した釜無川の河道を東側に押し戻し、鏡中条村及び下流に位置する諸村の耕地を守るように配置されている。

将監堤は地域で「しょうげんてい」と呼称されている。その名称は現在の国土地理院発行の5万分の



第3図 釜無川右岸の治水体系

1、2万5千分の1の地図にもプロットされており、連続して8km程下流の澁沢川・坪川等の合流点付近、現在の甲西町高田新田に至っている。

現在の堤防は、現在の行政区画で、若草町、甲西町、一部田富町（釜無川左岸の飛地）、旧村では鏡中条、浅原、東南湖、今福新田（飛地）の各村にわたる連続堤となっているが、管見に触れる限り、鏡中条村に南接する旧浅原村の出来形帳類やその他下流各村の史料において、自村の川除堤として「将監堤」と呼称される堤は見出せない。あくまで鏡中条村より続く、「釜無川堤」との記載、乃至字名から「覚頭堤」と呼称されたり、いずれにしても、現在でも旧鏡中条村域（後述するように一部藤田村分を含む場合もある）以南では将監堤とは呼称されていない。鏡中条地区の長遠寺に残る「水害図」(註6)に掲れば、かつては将監堤から連続して構築される堤は浅原村南端付近で途切れ、浅原村南端から東南湖村北端に続く堤、東南湖村北端から高田新田に至る堤が不連続に差し雜がっていたことがわかる。

鏡中条地域での聽取では、将監堤と呼称する範囲は、将監堤が崖線に接続される現鏡中条集落東端から現鏡中条橋付近までとする説と、これより長く、浅原村北端の「避水台」、即ち鏡中条村域南端までという説が聞かれる。

明和8年、文化3年、天保4年のそれぞれの村明細帳類(註7)には、「将監堤」とともに、「同所次」または「同統」とされる堤があったことが記載される。

天保10年などこれ以後の村明細帳類(註8)には、「将監堤」自体の長さがこれら「同所次」または「同統」とされた堤と併せた長さで大幅に拡大して記載されていることに鑑みれば、本来、短かった将監堤が継足され、遅くとも天保年10年頃までには、この継足された部分も含めて「将監堤」と呼称されるようになったことがわかる。したがって、地元で聞かれる説は、「将監堤」の古相とより新しい段階の形態をそれぞれ指したものと言えそうである。

これら村明細帳類の記載によれば、本来の「将監堤」は、263間であったことがわかる。この263間という長さは、堤防の起点から、現在の鏡中条橋の南側付近までの長さに相当し、地域での聽取内容とも一致する。村明細帳類に「同所次」、「同統」などとして記載されるのは555間であることから、旧來の将監堤に対して後にこの分が延長されたものと推察される。本来の将監堤263間と延長された555間を合わせた計818間という堤防長は、「将監堤」北端、接続された崖線から鏡中条村南端（浅原村との村境、避水台）までの長さに一致する。

上記したとおり、明細帳類の記載からは、天保4年以降遅くとも天保10年頃までには「同所次」、「同統」などの名称は見られなくなり、単に「将監堤」として、546間と一括して記載されるようになる。上記したとおり「将監堤」の堤長が、旧來の263間から546間に大幅に拡大して記載されることから、これまで、「同所次」、「同統」などと呼称されていた部分も含めて「将監堤」と呼称するようになったことが推察される。

これまでの合計818間の堤防長に比すれば、やや短くなってしまうが、文化3年の明細帳(註9)その他に、「同所次長五百五十五間内二百七十二間前々より藤田村に而御普請御仕来申候」とあることから、818間からこの部分272間を引いた546間、鏡中条村が主体的に普請すべき堤長をもって「将監堤」とするよう記載方法が変わったことがわかる。以後、明治4年の明細調書上帳みえるとおり、近代に至っても

この546間程度をもって「将監堤」とされている。(註10)

このように、鏡中条地内の堤の内272間は、鏡中条村の下流に位置する藤田村において普請が行われてゐるが、享和3年の『奉差上御請印形之事』(註11)によれば鏡中条村が享和3年(註12)以降、水下の藤田村、東南湖村、西南湖村、和泉村とともに、四ヶ村で「水防組合村」を結成していたことがわかる。将監堤決壊の場合、その被害は鏡中条村のほか、上記水防組合村をはじめ、水下十三ヶ村にも及ぶことから、近世の史料では、将監堤について頻繁に「釜無川通字符將監堤之儀者、水下拾三ヶ村凡御高壠万石程之御圃堤ニ御座候」とみえ(註13)、この堤が鏡中条村のみならず、御勅使川扇状地以南の西郡地域(釜無川右岸地域)における治水の要衝であったことが示される。

若草町所蔵の川除関係の出来形帳類(註14)に提れば、将監堤の構造は、管見に触れる範囲においては、近代に至るまで所謂「砂礫堤」であったことが解る。近代以降、川表法面に一部コンクリートを被覆することはあっても、原則的に現在まで同様な構造が維持されているといえる。

今回の調査においても、後述するように、検出された堤体構造は、砂礫を積上げた構造体を極細砂～シルトで被覆した砂礫堤構造であった。砂礫堤という構造は、御勅使川合流点より上流の釜無川堤防のほとんどが、石組・石積で構築されることと比較すれば、対照的であり大きく形態を異にするが、「在方御普請帳(宝曆4年)」(註15)に竜王信玄堤より下流について、「竜王村より川下ハ石積ハ難保候」とみるとおり、釜無川左岸の霞堤群なども含め、竜王信玄堤から、笛吹川合流点までの間の釜無川左右両岸においては、堤防構造の普遍的形態といえる。

第3節 釜無川右岸の治水体系

この地域の治水体系を俯瞰したとき、ほとんどの治水遺構が一般的にそうであるように、将監堤も単体で機能したものではないことがわかる。

第3図に明らかなように、この地域の川除堤は、若草町に残る絵図、明細帳、川除普請に係る出来形帳などから、基本的に釜無川通の土出し堤、一ノ出堤、二ノ出堤、八幡下堤(もようげん堤)、将監堤(同所次堤含め)の5本、及び井沼(猪沼)川通の内将監堤1本、計6本の堤によって構成されており、これらが總体として御勅使川扇状地以南の釜無川右岸地域における治水体系を構成していたことがわかる。

将監堤をそのシステムの中心としながら、一ノ出堤、二ノ出堤決壊時に将監堤の根元(崖線への接続部)を守るように八幡下堤が配置され、更にその八幡下堤の根元を守るように土出し堤が配置されている。内将監堤については、将監堤構築以前の古い堤防である可能性が指摘できるが、将監堤決壊時の控堤的性格を有するように見受けられる。

将監堤の初源の構築時期は明らかでないが、これら堤防の内、八幡下堤については、史上名高い文政11年の水害で壊滅的な被害を被った旧来の治水体系を大幅に見直し、この地域の治水体系を「模様替」した際に、それまであった将監堤元出と水害によって流された二ノ出堤の一部に代わる施設として翌文政12年に初めて構築されたことが知られている。(註16)

それ以後、この地域では基本的にこの「模様替」以降の体系が近代まで維持されるといつてよい。ただし、管見に触れる限り、内将監堤については安政2年の絵図には見られるが、明治6年の絵図や分間図、それ以降の地図にはその記載が見られないことから、この間に削平消滅したものと推察される。

第三章 検出された遺構と遺物

第1節 調査区の現況 [図版2]

(1) 堤体本体

調査地点における現在の将監堤堤体は、付設されるスロープ部分を除けば、馬踏約4.2m(2間2尺)、高さ4.2m(2間2尺)、敷約17.8m(およそ10間)、川表側・川裏側とも法角度約32度程の規格で構築されている。原則として法面に葺石は施さない。また、現在馬踏には簡易アスファルト舗装が施されている。ただし、この部分(調査地点)の計測では、馬踏、堤防高はともかく、敷については、スロープの付設等により堤体が標準的形態を呈していないため、この値をもって、堤体の標準的規模とすることはできない。スロープや出し等の付設されない、調査区直近北側の標準的(台形)構造での計測では、地籍上の堤防数は25.5m程、実際の堤防法尻間の数は22m程、調査区より下流側の標準的法尻間の実数は約35mを測る。

(2) スロープ

調査対象区付近では、堤を横断するために設けられたスロープが両法面に構築されている。

スロープは2対確認され、1対は、幅3.8~4.4m程で、簡易アスファルト舗装が施され、今回の調査直前まで自動車の通行にも供されていたものである。川表側は北側に向かって堤体を登るスロープと南側に向かって堤体を登るスロープの2本、川裏側は南に向かって堤体を登る1本から成り、川表側・川裏側とともにスロープの堤体本体に添う側には、堤体本体法面の崩落を防ぐために高さ60cm程の石垣が構築されている。もう1対は、上記スロープよりも古い段階のもの、若しくは上記スロープへ迂回することを厭った地域の人々が「近道」的意図をもって、恣意的乃至無意識に構築したスロープであろうか。これらのスロープ群には舗装は施されず、上記スロープ群に比して極端に小規模である。

川表側は、後述する石組遺構の南北両端に設けられ、幅0.8m~1.0m程で川裏側に比して相対的に急角度で堤体本体法面を登る。

川裏側は幅0.6~1.2m程で南北それぞれの方向に堤体を登る2本のスロープから成る。南側に上るスロープと堤体本体馬踏が接する付近に、川裏側の石組遺構が配置される。

(3) 碓集積部

川表側においては、北に下るスロープ、南に下るスロープと馬踏に囲まれた部分に径15cm~人頭大の亜円礫が集積されたような状況で確認される。

馬踏端からスロープまで法面を覆い尽くすように集積され、幅は約18.5mに渡る。1区調査区を一部東側に拡張して確認したところ、この礫層の厚さは最大1.1m程になる。石を組んだり葺いたりしたような意図、痕跡は感じられない。

(4) 「出し」跡

今回の調査区北側堤外地において、将監堤本体法尻から下流方向に角度をもって長さ12m、幅3mに渡って径15cm~人頭大の亜円礫が表面に露出しているのが確認された。

現地表との比高は最大で0.5mほどになる。今回調査原因となった工事計画範囲から外れるため掘削

調査は実施しなかったが、将監堤に敷設された「出し」の痕跡である。このような痕跡は将監堤根元までで他に3箇所確認でき、現在でも堤外地を将監堤に添って流下する水路は、この「出し」部分を避け、大きく迂回するように設けられているのがわかる。(図版1)

第2節 1 区 [図版3~5・7・12]

(1) 遺構

1区における掘削調査においては、現在の堤体の前段階若しくはそれ以前の所産と思しき旧堤体を基底部を含め検出することができた。

旧堤体はシルトと細砂の互層から成る自然堆積層（第26層）上に砂礫を中心とした盛土（第17・23~25層）を施し、その後堤体表面を明褐色の極細砂～シルト（第14~16・18・19・21層）で被覆した「砂礫堤」である。基底部には杭列や樋、または蛇籠などによる護岸は見られなかった。

調査区における土層の観察からは、この堤体がシルトと細砂の互層から成る自然堆積層（第11・12層）によって埋没すると、これを除去せず、この上に砂礫と褐色の極細砂～シルトを交互に盛上げ（第4~9層）現在の堤防に至るよう見受けられる。

検出されたこの旧堤体の法角度は20~25度であったが、洪水堆積層によって埋没する際堤表層が削られた可能性もあり、必ずしも構築当時の規格を明確にするものではないものと推察される。

敷、堤防高についても、今回の調査では、安全を考慮した調査区の外にその主体があるため明確にできない。検出し得た範囲では、敷は2.7m以上、堤高については1.1m以上であった。

この旧堤下に更に古い段階の堤体が埋没している可能性もあるものと推察されたが、作業の安全を考慮しこの面以下の掘削を断念した。

(2) 遺物

旧堤体基底部（第20層）及び旧堤体構築面（26層）から、近代以降の所産と見られる陶磁器等が検出を検出した。

図版7に示した遺物の内、1は、1区調査区西壁において、土層番号第26層中（地山）から検出されたものである。2~7については、1区第20層中の旧堤体基底部からの出土である。

1は七厘である。口縁部内面に煤とタールの付着が顕著に見られる。2・5・6・7は、磁器染付碗皿である。翠紙摺り、銅版転写あるいは手書きで施文される。3・4は石版であるが、人為的につけられたと推察されるキズが多く認められる。

第3節 2 区 [図版3~5・8~11・13]

(1) 遺構

2区においては、堤防本体ではなく、堤防を横断するために設けられたスロープ部分が主な調査対象になってしまったが、ここでも現堤体下から現在の堤の前段階若しくはそれ以前の所産と思しき旧堤体（調査区東壁でこの堤体が傾斜していることから旧スロープであると思われる）を検出することができた。旧堤体は砂礫と明褐色～灰褐色シルト乃至極細砂を交互に盛り上げて構築している（第10~12・17~21層）。この堆積状況は、1区における土層観察でみられた、旧堤体が洪水堆積層で埋没した後の、第2段階堤体構築状況（1区第4~9層）に酷似する。旧堤体の法角度は観察できた範囲では30~35度程

になるが、2区においては堤内地の現地表面下2.2m程で湧水したため、それ以下の調査を断念することとなり旧堤体基底部を完全に検出することは出来なかった。

(2) 遺物

2区では旧堤体法面において、近代以降の所産の思われる陶磁器等が夥しく検出された。

遺物は、2区第10層の下半及び第11層の層内及び崩表面から、廃棄されたような状況で集中して検出された。土層には炭化物、焼土が含まれ、遺物にも一部被熱した痕跡が見られる。

検出した遺物の一部を図版8～図版11に示した。図示した遺物は、全て上記10・11層および両層表面から連続的に検出された遺物群である。

1～17は磁器、18は陶器である。磁器には染付の他上絵付けされた色絵等も見られ、型紙摺り、銅版転写、吹き絵、或いは手書き等の技法が見られる。

19～28は薬壜、化粧瓶の類である。19・22は目薬壜である。19の目薬は、ロート製薬（当時は信天堂山田安民薬房）が明治42（1909）年発売したもので、同社が両口式点眼瓶を発明する昭和6年（1931）までの所産と思われる（註17）。28に陽刻される「洗心堂医院」は、地方病の研究治療に功績のあった小野徹（1875～1971）が大正7（1918）年に開業した小野医院である（註18）。29・30はワイン瓶であろうか。31～33は磁器製の蓋で、33は36の瓶に対応する。37はニッキ水の頬がはいっていた壜で、38は肩部に「線」と読める陽刻が廻る。42～44はビール壜である。42はカブトビール（1898～1933？）、43は日本麦酒鉄泉製（1932～1933）、44は大日本麦酒製（1906～1949）である。

45は棟瓦である。「山梨」と読める陰刻が見られる。46・47には焼繕ぎが見られる。48には焼繕ぎ師が付したと思われる朱書きも見られるが判読し得ない。48は獸骨製の衛ブラシである。49は、耐火煉瓦である。刻印から品川白煉瓦舗の製品と推察される。同社の創業は明治8年（1875）だが、称号に「品川」が用いられるようになったのは明治20年（1887）である（註19）。50は座縫製糸に用いた陶器製の糸縫釜（鍋）である。

この他に図示し得なかつたが、ランプや生糸の製品サンプル入れと思しきガラス管等が検出され、目薬壜や糸縫釜の検出と併せて、かつて養蚕が盛んであったこの地域の地域的特色を示す組成として提示できる。

第4節 石組遺構 [図版6・12・13]

川表側川裏側の一部において検出した。川表側（堤外地側）石組は、幅（南北）5.2m、高さ0.85mを測る。川裏側（堤内地側）石組は、幅3.5m、高さ0.9mを測る。

原則的に葺石を施工しない将監堤において、この部分にのみ石組が施される理由については、堤体横断用のスロープへの堤体構築土の崩落予防を意図したものか、何らかの理由で「切り通し」状に堤体を開削した部分の遮蔽を意図したものが等の可能性を想定したが、諸般の事情によりこの部分の堤体を完全に断ち割ることができなかつたので、必ずしもその性格を明確にすることはできなかつた。ただ、石組を取り除いた後作成した川表、川裏の上層断面図（図版6 g-g'ライン・i-i'ライン）では、川表側、川裏側とも作図範囲の中央部分が溝状に凹んでいる様が見て取れるので、後者であった蓋然性はあるものと推察する。石組遺構において陶磁器等遺物は検出されなかつた。

第IV章 収束

調査成果の概観

今回の調査においては作業の安全に配慮したこともある、川表、川裏両調査区共に、近世の堤体には到達出来なかった。調査地点周辺では、やはり堤内地においてさえ、土層の堆積速度が非常に早く、近世の堤体面に達することは（たとえ、旧堤体が遺存していたとしても）容易でないことが明らかになつた。そもそも、「将監堤」が設けられた今回の調査区周辺は、釜無川右岸治水における要衝であったことから、頻繁に破堤、築堤が繰り返されており、近世の堤体が良好な状態で遺存している確率は決して高くないものと推察される。ただ、「将監堤」における初の考古学的調査であった今回の調査において、このような土層の堆積状況を確認できたことは、今後の調査に向け一定の成果を得たといえよう。

1 区旧堤体の構築時期

その遺構の性格から伴出する遺物が極端に乏しく、遺構の時期決定に苦慮することが多い堤防跡において、たとえ近代以降の所産であっても1区旧堤体内から遺構の時期を推定するに足る出土遺物を得られたことは、今後この地域における近代以降の堤防の構築状況を検証していく上で大きな成果と言える。1区の出土遺物は、陶磁器を主体とするが、今回1区堤内で検出された遺物のうち「石版」は日本への導入は近代以降とされ、昭和初期に至り鉛筆とノートが普及するまで学校等で専ら用いられた遺物とされる。地域の元教員等からの聴取でも同様で、この地方での使用も「昭和のはじめころまで」とのことであったので、今回検出した1区の旧堤体の時期は、この範疇でとらえ得るものといえよう。

1区で検出された旧堤の構築時期については、調査区で検出された土層の堆積状況からも検討することができる。「将監堤」の堤外地側に配置された堤が、1区付近以下まで延長されたのは、明治・大正期の地形図等によれば、明治40年前後である。それまで1区付近は河道に直面しており、その場合、周辺の発掘調査事例からも明らかとなおり、堤体を埋没せしめる土層は、大小の亜円礫からなる砂礫層になるのが一般的である。極めて矮小な調査区での観察で断定することは出来ないが、1区の調査において自然堆積層が細砂やシルト、又は両層の互層堆積のみで、所謂砂礫層が一層も検出されなかつたのは、今回検出した旧堤の使用時期には、「将監堤」の川表側を南下した堤防が既に延長され、今回の調査区付近が既に堤防の重複部に位置することになつたため、直接の洪水流を受けず、旧堤は堤間地を逆流してきた、比較的流速の低い氾濫水の作用による土層堆積によって埋没したためとはいえないだろうか。

2 区旧堤体の構築時期

堤内地側の2区においては、旧堤体内からの遺物の検出は見られず、遺構の構築時期については明確にできなかつたが、旧法面から豊富な遺物を得ることができ、検出された旧堤体が表層であった時期はある程度明らかにすることができる。検出された遺物群については、1区よりも特徴的な遺物が多いが、こちら遺物の時期については、特に麦酒壠等から大正以降昭和の始め頃までの時期に絞り込むことができそうである。

法面～法尻における遺物の廃棄行為について

2区で検出された遺物群は、2区第10層の下半及び第11層の層内及び層表面から、廃棄されたような

状況で一括して検出された。土層には炭化物や焼土が含まれ、遺物にも一部被熱した痕跡が見られる。遺物の検出された第10・11層は旧堤体の表層（法面から法尻）に当たることから、この法尻が地域の「ごみ捨て場」になっていた可能性が指摘できる。遺物は、第10・11層の表面だけではなく、層中からも連続的に検出されたので、廃棄に際して廃棄物を法面に埋めるなどの目的で法尻に穴を穿つ等、土層を搅乱する行為が行なわれたものと推察される。今回の調査対象である将監堤の釜無川を挟んだ対岸に位置する堤防遺跡「昭和町かすみ堤」（田中1997）の発掘調査においても、堤防法尻から近代以降の夥しい遺物が、炭化物や焼土と共に被熱した状態で検出されており、今回の調査と同様の傾向を呈する。堤防という「場」の認識に地域における共通性が認められる。

堤体構築技法について

今回の調査において観察された土層堆積の内、1区における、旧堤体が洪水堆積層で埋没した後の、いわば第2段階堤体構築状況（1区第4～9層）、及び2区の旧堤体（旧スロープ）で確認された堤体構築状況（第10～12・17～21層）は、それぞれ砂礫と明褐色～灰褐色シルト乃至極細砂を交互に盛り上げて堤体を構築するものであったが、この工法は、釜無川対岸の堤防遺跡「昭和町かすみ堤」においては、当初からある技法に後出する技法として（近代以降？）出現し、堤防の嵩上げや決壊部分の補修等、2次的な築堤に用いられることがわかっている。（註20）

今回の調査において検出された堤体において、この工法が用いられたのは、共に近代以降と考えられ、1区においては一回埋没した堤防の嵩上げ再構築、2区においては堤体に付設されたスロープの構築と、いずれも2次的な築堤である。

釜無川左右両岸において、同様の時期に、同様の目的で同様の工法が確認できることになる。釜無川流域において専ら砂礫堤を用いるこの小地域において、特徴的工法を根拠とした堤防の編年、または目的別の工法分類等の検討が行なえる可能性があり留意する必要がある。

今後の展望

将監堤は釜無川右岸における治水の要衝であった。地域には、将監堤を中心とする治水・利水遺跡に関わる史料等も豊富に残り、文献と考古学的調査成果がクロスチェックできる数少ない遺跡といえる。そのため、将監堤及びこれを取巻く堤防群は、この地域における水の制御、ひいては甲州流治水の実態について迫ることが出来る遺跡として大きなボテンシャルを秘めている。

今後とも地域における重要な遺跡として継続的に保護を図ると共に、これら遺跡群が地域の歴史を解明するために欠くことのできない財産であることを地域の方々に明示していく必要がある。そのために我々は、遺跡の保護を図りながら今後とも調査研究を継続し、必要な説明責任を果たしていかなければならない。

本県の治水遺跡について言えば、本年度中にも、既に答申されていた「御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）」が官報告示され、正式に国指定史跡となる予定である。甲府盆地を取巻く一帯のシステムとして、また、中世から近代に連続とつながるシステムとして、史跡範囲内外、構築時期の新旧を問わず、治水・利水遺跡について我々が理解を深め、史跡・遺跡としての地域の共通意識を醸成するための契機としたい。

註

- (1) その後、平成14年10月の改定において包蔵地として記載済みである。同年文化財紹介冊子『若草町の遺跡と文化財』を刊行した際、位置を掲載し、町民全戸及び全国の研究機関等に配布して周知を行った。遺跡番号は「もようげん提」41091、「将監堤」を41092とした。
- (2) 溝呂木道上第5遺跡（田中1998b・2003）、新居道下遺跡（米田1998）など。
- (3) 村前東A遺跡（三田村他1999）からは、平安時代前半の集落址と共に100軒を超える古墳時代前期の住居址が検出されており、古墳時代前期の拠点的集落として注目された。この他にも角力場第2遺跡（田中1998）などで、古墳時代前期及び平安時代前半の遺構が確認されている。
- (4) 植松又次も『若草町誌』において避水台に注目し、「官営の事業として、旧浅原村に避水台を築いたことは、山梨県においては稀有のことであり、釜無川本防史上からも記録にとどめておくべきであろう」とする。因みに、避水台との伝承があり、毎年『水防祈願祭』の行なわれる場所は、現在の浅原村の北端（鏡中條村の南端に接する）の堤防上にあり、地元では「一本杉（いっぽんすぎ）」と呼称される。
- (5) 流路の変遷については古くは早文太郎・須田宇一（1911）、近年では足達満（1977・1978）・川崎剛（1994）、などの研究がある。
- (6) 若草町鏡中条の長遠寺藏のこの水害図は、その写真が建設省甲府工事事務所（1989）に掲載されているほか、『若草町誌』に一部加筆トレースされたものが掲載されている。
- (7) 『諸事明細書上帳』（明和8年、若草町蔵）、『明細帳』（文化3年、『中巨摩郡志』所収）、『諸事明細書上帳』（天保4年、『若尾史料』県立図書館蔵）
- (8) 『甲斐国巨摩郡鏡中条村御普請所自普請所仕立書上帳』（天保10年、若草町蔵）、『明細書上帳』（明治4年、若草町蔵）など
- (9) 前掲（『中巨摩郡志』所収）
- (10) なお、この将監堤の2箇所の節目、旧来の263間、藤田分との境546間付近には、それぞれに現在塙跡が存在する。偶然ともいえるが、堤防維ぎ足し（延長）の過程を示す可能性もある。
- (11) この文書自体の行方は知れない。ただ、若草町に残る『水防費分担金請求之訴状（明治24年）』に所収される。この訴状は、明治22年の釜無川洪水時に損壊した「将監堤」の修復費用について、水下の旧西南湖村、和泉村に負担を求めたところ、両村が出費を拒んだので鏡中条村がこれを訴えたものである。ここに両被告村が、費用を分担すべき証拠として、原告、被告村を含む4ヶ村が享和3年以降水防組合村を結成したいたことがわかる『奉差上御請印形之事』の写しが収められている。因みに本訴訟は、鏡中条村の敗訴で終わっている。
- (12) 水下各村に多大な被害を及ぼした、享和2年の水害が直接の契機になっているものと思われる。
- (13) 「鏡中条村将監堤切所出来水下五ヶ村御願（下）」（文政元年）、「将監堤御普請願（写）」（天保5年）など。いずれも『甲西町誌（資料編）』所収。
- (14) 現在若草町には旧鏡中条村・浅原村分を中心に250冊を越える川除・用水塙跡関係の出来形帳（仕様帳）類が保管されている。田中（2002）
- (15) 甲州文庫。山梨県立図書館蔵。

- (16)『諸事明細書上帳』(前掲)など。八幡下堤は、構築の経緯からもようげん堤・模様替堤ともいわれる。現在は堤体上半が削平されてしまい、堤防の形態としてはほぼ消滅しているが、法面に植えられた桜並木から、地域においては現在桜土手(さくらどて)と呼ばれ親しまれている。
- (17)同社ウェブページ(<http://www.rohto.co.jp/>)による。
- (18)小野徹については、『若草町誌』に詳しい。
- (19)同社ウェブページ(<http://www.shinagawa.co.jp/index.html>)による。
- (20)田中(1998c)でD類とした工法。

参考引用文献

- 安達 満 1977・78 「釜無川治水の発展過程(一)、(二)『甲斐路』第30・32号 山梨県郷土研究会
- 川崎 喬 1994 「釜無川の流路変遷について」『武田氏研究』第13号 武田氏研究会
- 甲西町編 1973 『甲西町誌』
- 梶尾 勝 1993 「ものからみた多摩の幕末から明治」『遺跡に見る幕末から明治—江戸遺跡研究会第6回大会・発表要旨一』江戸遺跡研究会
- 建設省甲府工事事務所 1989 『甲斐の道づくり富士川の流れ』
- 鈴木一男 1992 「神奈川県大磯町西小磯採集の耐火煉瓦について」『史峰』第17号新進考古学同人会
- 高木勇夫・中山正民 1983 『甲府盆地西部地域の地形』『研究紀要』第18号 日本大学文理学部自然科学研究所
- 田中大輔 1997 『昭和町かすみ堤』 昭和町教育委員会
- 田中大輔 1998a 「角力場第2遺跡」『若草町埋蔵文化財調査報告書』第1集 若草町教育委員会
- 田中大輔 1998b 「溝呂木道上第5遺跡」『若草町埋蔵文化財調査報告書』第2集 若草町教育委員会
- 田中大輔 1998c 「かすみ堤見る近世築堤法」「治水・利水を考える」第7回東日本埋蔵文化財研究会山梨大会 実行委員会／山梨県考古学協会
- 田中大輔 1999 「御崎蔵入遺跡」「山梨考古」74号 山梨県考古学協会
- 田中大輔 2002 「若草町所蔵の治水利水に係る仕様帳・出来形帳の類について」『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』第10集
- 田中大輔 2003 「溝呂木道上第5遺跡第2地点」『若草町埋蔵文化財調査報告書』第4集 若草町教育委員会
- 早文太郎・須田字一 1911 『山梨県水害史』
- 保坂康夫ほか 1998 「山梨県堤防・河岸分布調査報告書」「山梨県埋蔵文化財センター調査報告書」第152集 山梨県教育委員会
- 三田村美彦ほか 1999 「村前東A遺跡」『山梨県埋蔵文化財センター調査報告書』第157集 山梨県教育委員会
- 山梨県中巨摩郡連合教育会 1928 『中巨摩郡志』
- 米田明訓 1998 「新居道下遺跡」山梨県埋蔵文化財センター調査報告書』第147集 山梨県教育委員会
- 若草町編 1990 『若草町誌』
- 若草町・若草町教育委員会 2003 『若草町の遺跡と文化財』

第1表 1区出土遺物観察表

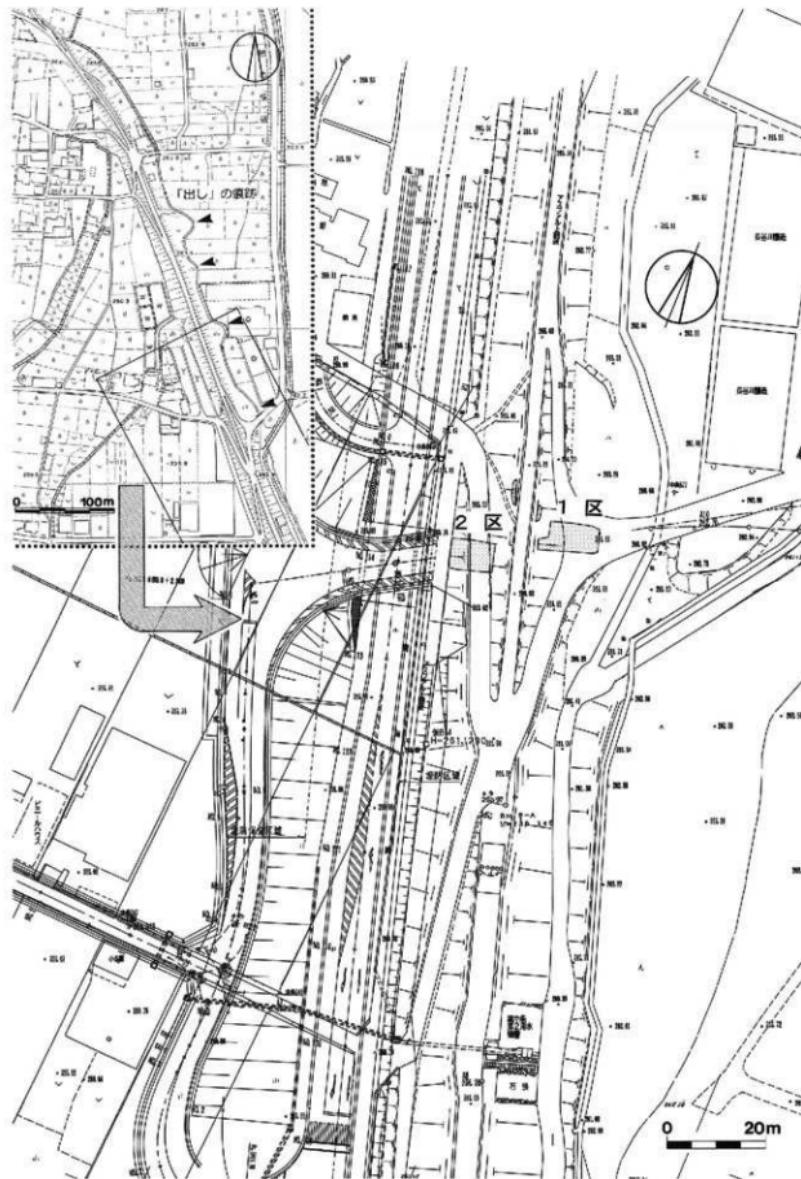
遺物 番号	種別	器種	計測値 (cm)			残存率	特徴	備考
			口径	底径	器高			
			タテ	ヨコ	厚さ			
1	土器	七重	(20.0)	—	(7.8)	□～体上半 の1/4	輪縁模様で整形。口縁部内面に僅、タール付墨（薄因スク リーントーン部分）。施土は砂質で金色銀母等含む。焼成 軟質で赤褐色を呈す。	
2	磁器	染付皿	13.6	7.2	2.7	□縁の1/8 を欠く	内面墨書き（墨線は手書き）。外表面書き。始の肩印形高 台。蓋付～底裏（重心の凹部を除く）露胎。	
3	石製品	石版	(8.5)	(9.3)	(0.4)	破片		人為的につけられたと思しき傷凹面にあり。
4	石製品	石版	(6.6)	(6.9)	(0.3)	破片		人為的につけられたと思しき傷凹面にあり。
5	磁器	染付碗	(11.2)	(4.2)	6.1	□～底の 1/5	内外墨書き。見込みに五弁花文。蓋付露胎。	
6	磁器	染付碗	—	4.1	(4.1)	□～体上半 を欠く	手書き墨線。銅版転写。露胎付墨。	
7	磁器	染付皿	—	—	—	破片	輪郭を銅版転写後墨書きによる塗り。	

第2表 2区出土遺物観察表

遺物 番号	種別	器種	計測値 (cm)			残存率	特徴	備考
			口径	底径	器高			
			タテ	ヨコ	厚さ			
1	磁器	染付碗	8.1	3.2	4.8	□～体の 3/4底盤1/2	こんにゃく印判。蓋付露胎。墨線手書き。	
2	磁器	色絵碗	7.6	3.4	4.7	実形	銅版転写による後塗り。桜の花文等を褐色を発する釉の銅 版転写によりて塗れる。蓋付露胎。	
3	磁器	染付碗	8.1	3.0	4.8	□～底の 3/5	こんにゃく印判？。蓋付露胎。	
4	磁器	染付碗	7.8	3.5	4.7	実形	内外墨書き絵。口絵。蓋付露胎。露胎付墨。	
5	磁器	染付碗	8.0	3.6	4.9	□～体の 1/2を欠く	銅版転写。底裏に「松葉」の款。口絵。蓋付露胎。露胎付 墨。	
6	磁器	染付碗	7.8	3.9	4.5	□縁部の一 部を欠く	銅版転写。蓋付～底裏露胎。	
7	磁器	色絵碗	11.0	3.8	5.8	□～体の 1/2を欠く	吹き絵（鈍い緑色）底裏は手書き治付。蓋付露胎。露胎付墨。	
8	磁器	染付碗	12.3	4.3	6.7	□～体の 2/5を欠く	銅版転写の後、過塗による塗り。手書き墨線。蓋付露胎。	
9	磁器	染付碗	10.9	3.9	6.1	□～底の 1/2	手書き。	
10	磁器	染付碗	12.2	(4.3)	5.2	□～底の 2/3	内外側とも銅版転写。蓋付露胎。	
11	磁器	染付皿	11.0	6.3	2.0	□～底の 3/4	型紙彫り。蓋付露胎。	
12	磁器	色絵碗	(11.2)	(3.6)	6.1	□～底の 1/2	花芯及び枝は黒色、花弁は濃い青色を発する釉で手書き。蓋 付露胎。	
13	磁器	色絵碗	(9.3)	3.2	4.4	□～体の 2/3を欠く	金泥。褐色の釉で絞付けされるが、熱が剥落している。 蓋付露胎。	
14	磁器	染付皿	6.2	—	2.8	実形	手書き。蓋付露胎。	
15	磁器	染付皿	10.9	6.4	2.4	□縁の1/5 を欠く	口絵。銅版転写。蓋付露胎。	
16	磁器	染付皿	11.4	6.3	2.5	□～底の 1/4を欠く	口絵。銅版転写。蓋付露胎。	
17	磁器	色絵傳利	2.6	5.6	17.7	□縁部の 1/2を欠く	鏡等は、黒色の釉による銅版転写。口は桃色、底面は水色 の吹き絵。底裏に「源平」の款付。内側部～見込み及び蓋 付露胎。内側部に繊維水洗痕調査者に接る。	
18	陶器	土瓶	(6.5)	(6.6)	10.1	全體の3/4 程度	外側は透明感のある淡い緑色の釉（青入調査）、内側は透明 釉（青入調査）が施される。底裏～底裏露胎。施土は非常に 緻密。露胎荷を呈す。	
19	ガラス製品	壺	1.0	4.5	6.2	実形	目薬瓶。コバルト色。	
20	ガラス製品	壺	—	—	4.2	破片	ごく淡い緑。気泡含む。	

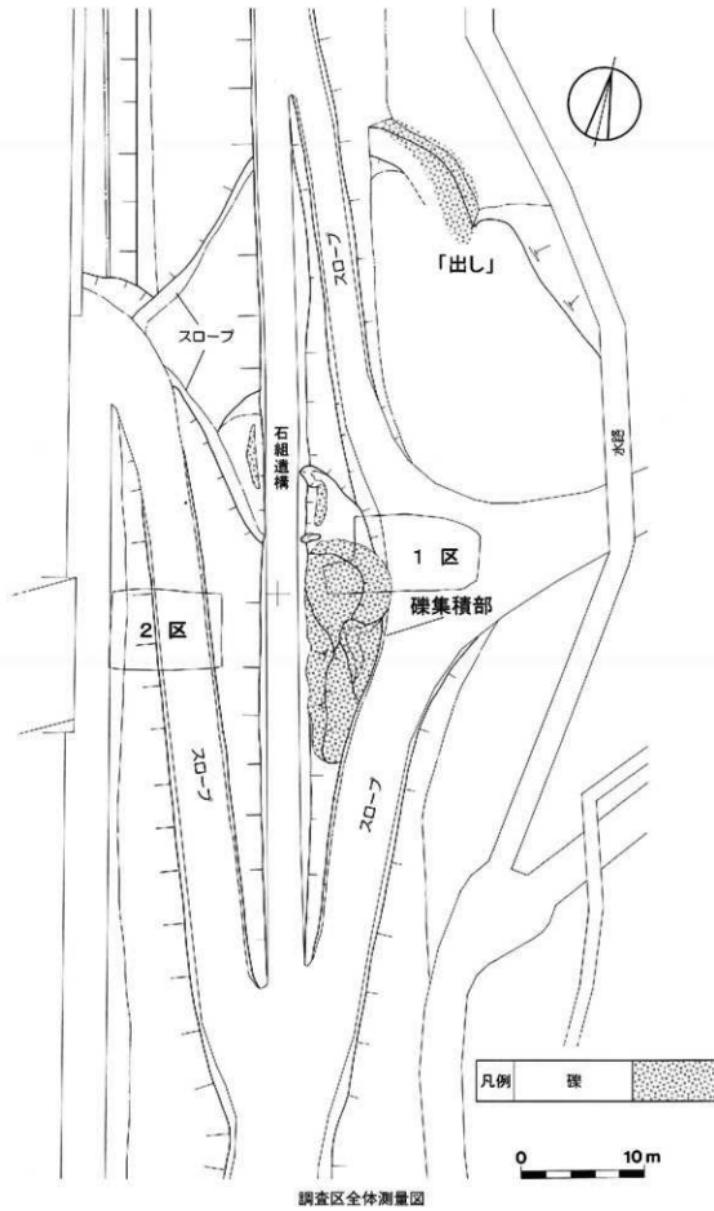
遺物 番号	種別	器種	計測値 (cm)				残存率	特 徴	備 考
			口径	底径	高さ				
			タテ	ヨコ	厚さ	仲間の一部 を欠く			
21	ガラス製品	壺	1.7	5.8	14.1			ごく深い緑。円～不規形の気泡含む。	
22	ガラス製品	壺	1.6	2.1	5.0	完形		日暮焼。透明。気泡を調査に含む。	
23	ガラス製品	蓋	6.8	—	5.1	完形		透明。体部下半は擦りガラス（墨りガラス）となる。	
24	ガラス製品	瓶	3.2	3.0	3.5	完形		乳白色。	
25	ガラス製品	壺	0.9	3.0	7.2	完形		透明。気泡含む。	
26	ガラス製品	壺	1.0	2.6	6.0	完形		透明。表面粗い（微細な凸凹有）。気泡調査に含む。	
27	ガラス製品	壺	1.1	2.4	5.5	完形		透明。気泡僅かに含む。	
28	ガラス製品	壺	1.2	4.6	12.5	完形		ごく深い緑色。最大径5mm大の気泡含む。	
29	ガラス製品	壺	2.1	7.1	29.5	完形		濃褐色。	
30	ガラス製品	壺	2.0	6.5	28.2	完形		濃褐色。最大径5mm大の気泡含む。	
31	磁器	蓋	2.9	1.0	3.5	完形（金属 部分・コル クを除く）		つまみ以外は露胎。	計測値の口径欄に記し た値は最大径を示す。
32	磁器	蓋	2.7	0.8	3.2	完形（金属 部分・コル クを除く）		つまみ以外は露胎。	計測値の口径欄に記し た値は最大径を示す。
33	磁器	蓋	2.6	0.9	3.3	完形（金属 部分を除 く）		つまみ以外は露胎。	計測値の口径欄に記し た値は最大径を示す。
34	ガラス製品	壺	1.8	—	(21.0)	体部下半以 下を欠く		深い水色。僅かに底長の気泡含む。	
35	ガラス製品	壺	2.0	5.3	22.5	完形		やや緑がかる深い水色。底長の気泡を夥しく含む。	
36	ガラス製品	壺	1.9	5.7	22.0	完形		深い水色。	
37	ガラス製品	壺	0.9	1.9	11.6	完形		限りなく透明に近いブルー。底長の光沢あり。	
38	ガラス製品	壺	1.6	5.5	23.2	完形		濃緑色。底長の気泡。底部に「線」と読める隠刻が巡る。	
39	ガラス製品	壺	1.7	3.3	15.3	完形		透明。底長の気泡あり。	
40	ガラス製品	壺	1.6	5.9	24.5	ぼぼ完形		濃緑色。底長の気泡。不整方向気泡含む。	
41	ガラス製品	壺	1.6	5.9	24.6	完形		濃緑色。底長の気泡。不整方向気泡含む。	
42	ガラス製品	壺	1.6	28.9	6.9	完形		濃褐色。気泡渺しく含む。	カブトビール
43	ガラス製品	壺	1.8	5.0	23.5	完形		深い緑色。	日本支那陶衆陶
44	ガラス製品	壺	2.0	6.7	28.8	体部の1/2 を欠く		濃褐色。	大日本支那陶
45	瓦	板瓦	(14.4)	(12.0)	(1.6)	破片		灰色。胎土灰白色を呈しや相い。	
46	磁器	染付瓶	(11.6)	4.2	5.4	口径部1/3 体部1/2底 部4/5		底裏に燒毛痕及び朱 書き痕（判認不能）あ り。	
47	磁器	染付皿	—	—	2.5	破片		燒毛痕痕。	
48	骨製品	齒ブラシ	15.2	1.2	0.6	完形（横毛 を除く）		色調褐色を呈す。	
49	土製品	耐火煉瓦	(8.2)	(9.5)	(4.1)	破片		灰白色～白色に発色する始が、口縁部～内面に施される他 は露胎。露胎部分は、明赤褐色を呈する。胎土は粗く砂粒 を多く含み、明赤褐色～茶褐色を呈する。	~WAの鉄印。 SHINAGAWA→品川 白煉瓦街か。
50	陶器	糸縫錦	(27.9)	(24.4)	9.9	不明			糸縫錦（グリ）製本に 用いた糸縫錦（綱）

図版 1

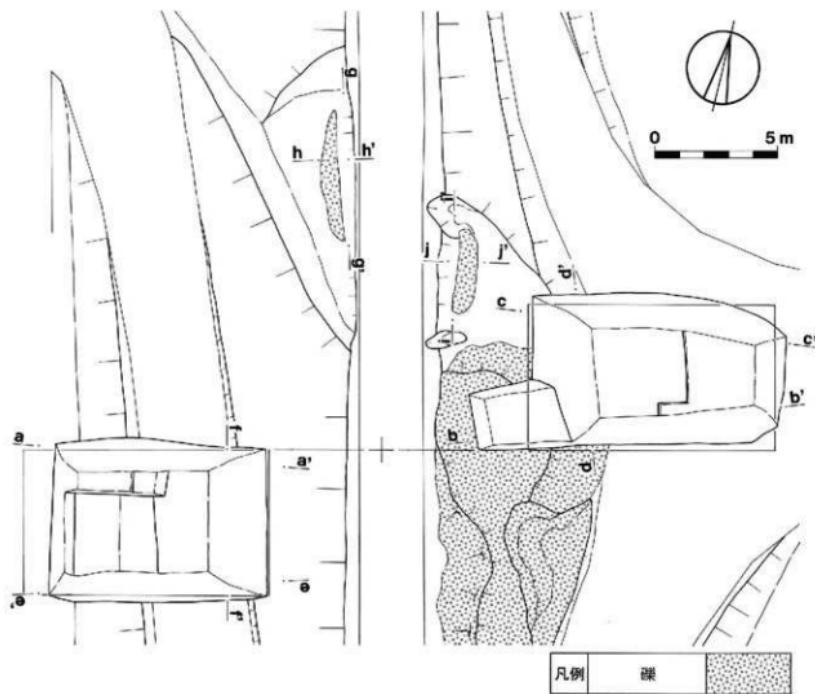


調査区配置図

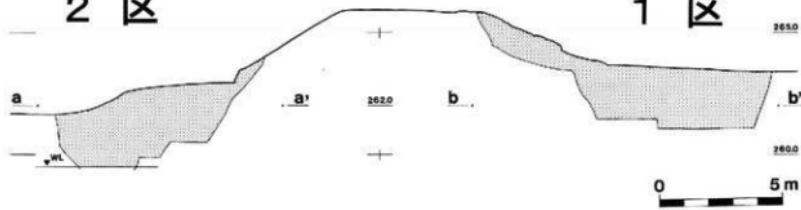
図版2



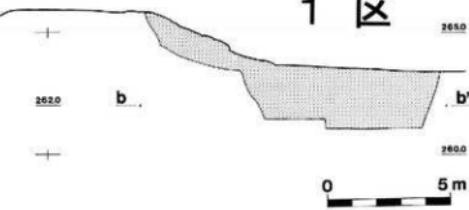
図版 3



2 区

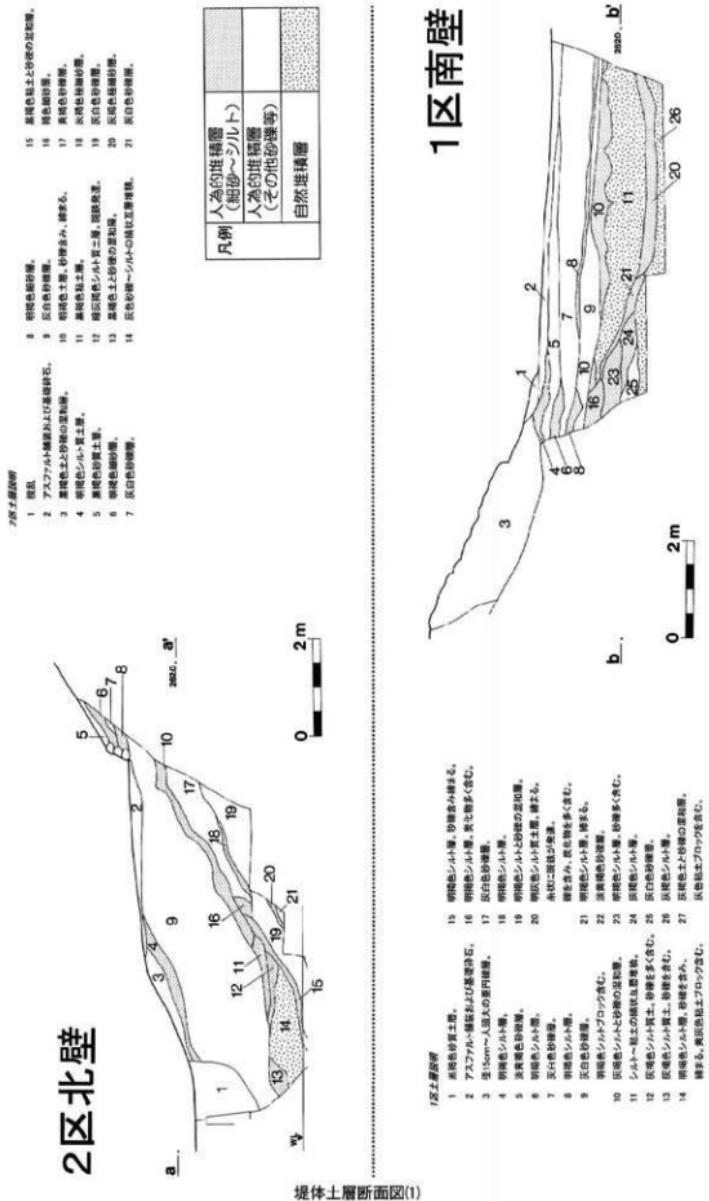


1 区



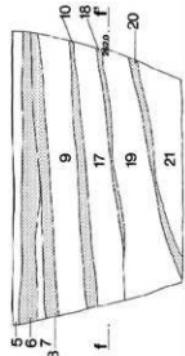
調査区掘削状況図

図版 4

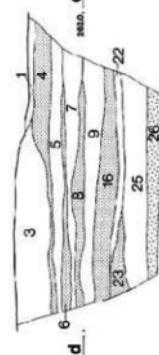


2区東壁

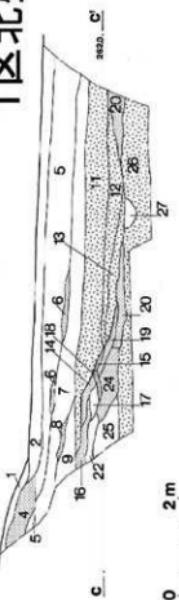
2区南壁

堤体土層断面図(2)
堤体土層断面図(2)

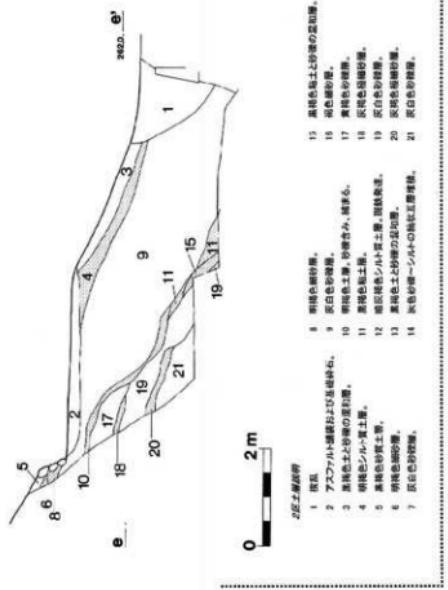
1区西壁



1区北壁

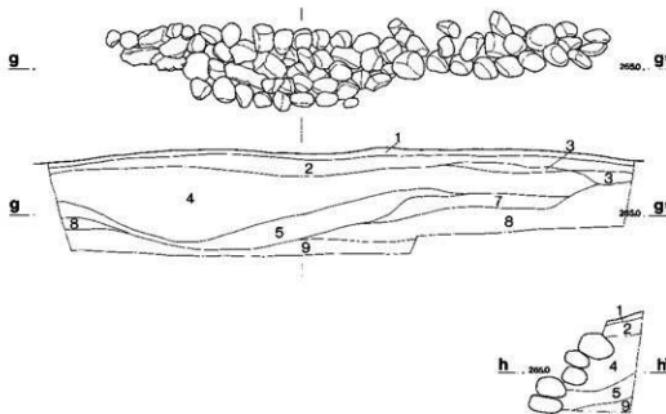


2区南壁

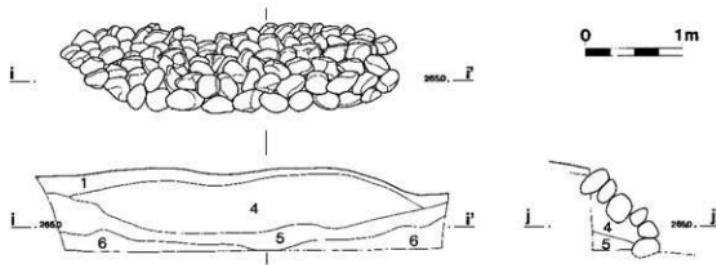


図版 6

内地側石組



外地側石組

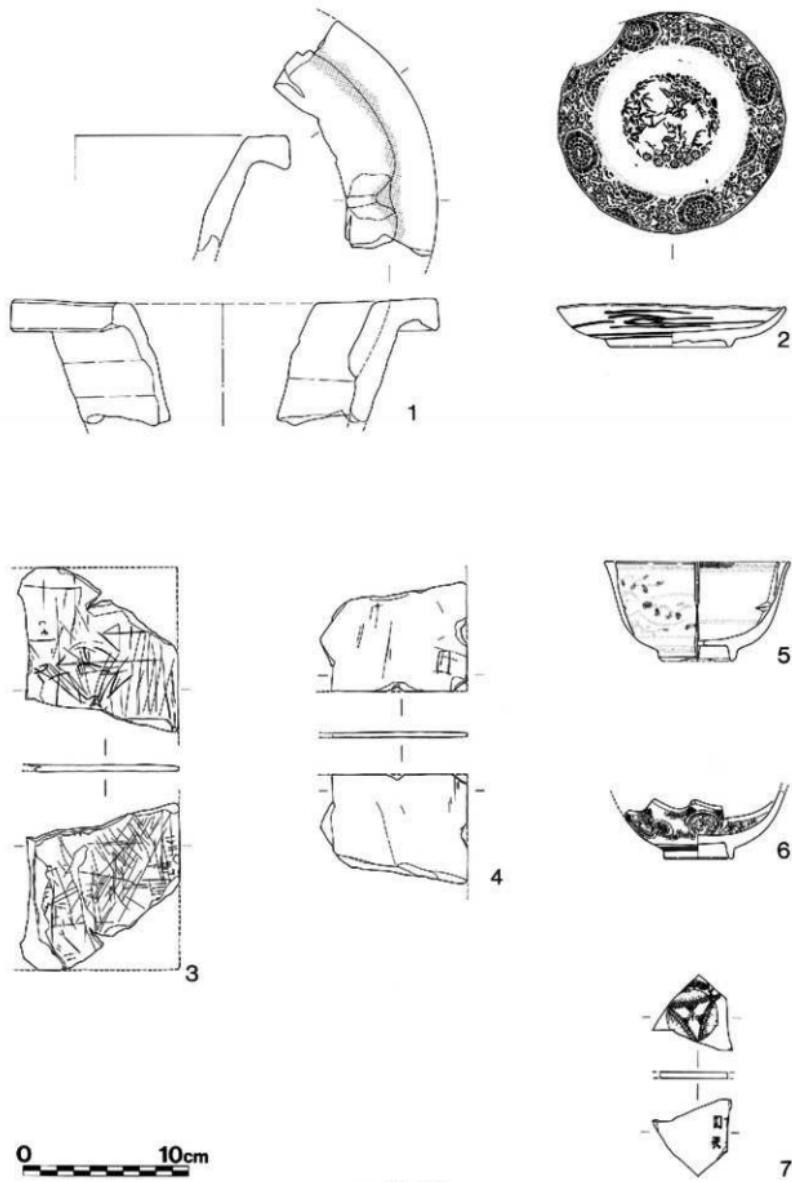


石組構造土層説明

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 黒褐色砂質土層。 | 6 黃褐色腐砂層。 |
| 2 黄褐色砂炒層。 | 7 黄褐色土と砂礫の混和層。 |
| 3 棕色土と砂礫の混和層。 | 8 棕色砂質土層。 |
| 4 灰白色砂礫層。 | 9 灰白色砂層。 |
| 5 淡褐色砂炒層。 | |

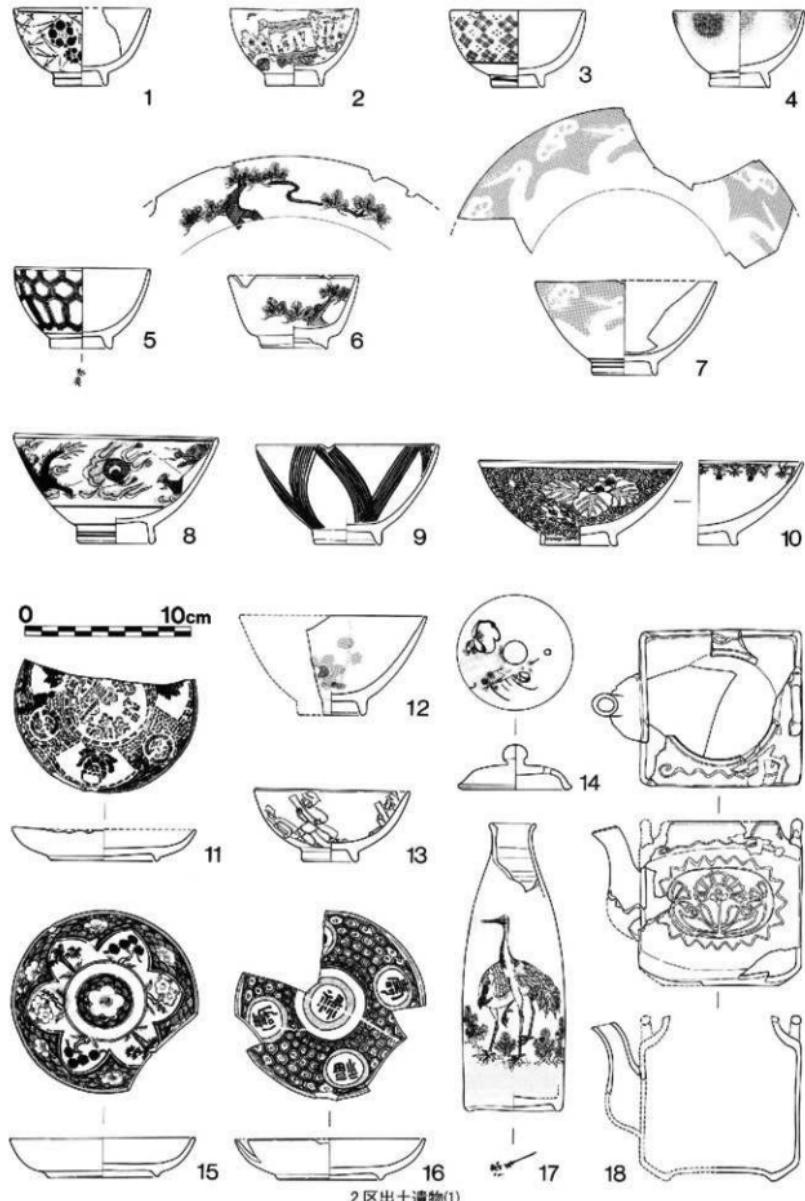
石組構造測量図

圖版 7



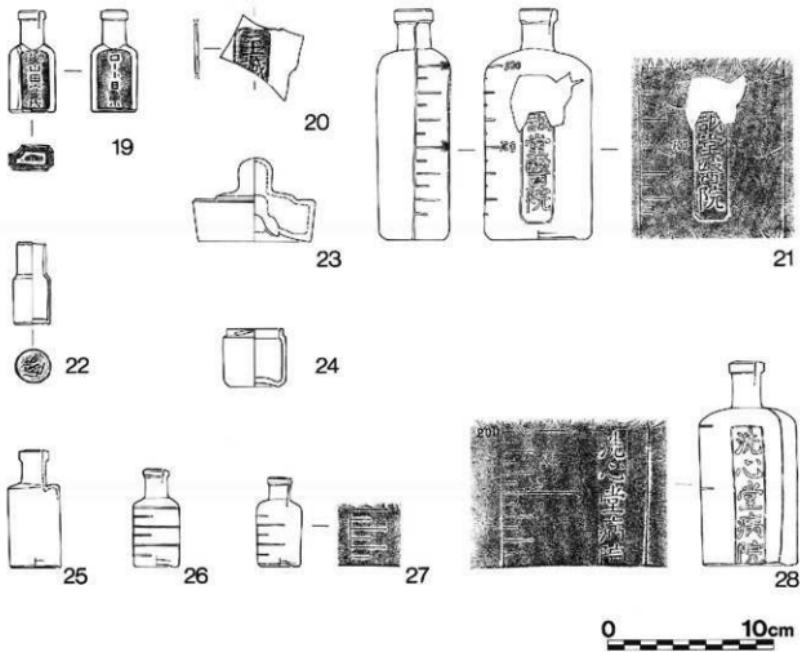
1区出土遺物

图版 8

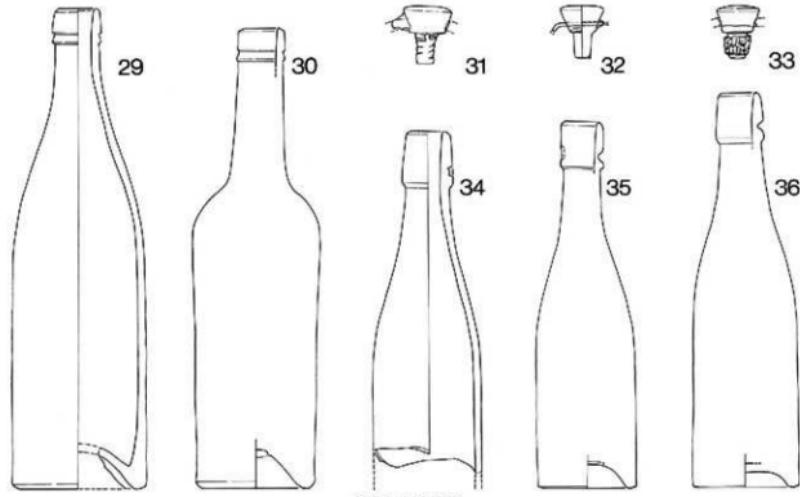


2区出土遺物(1)

図版 9

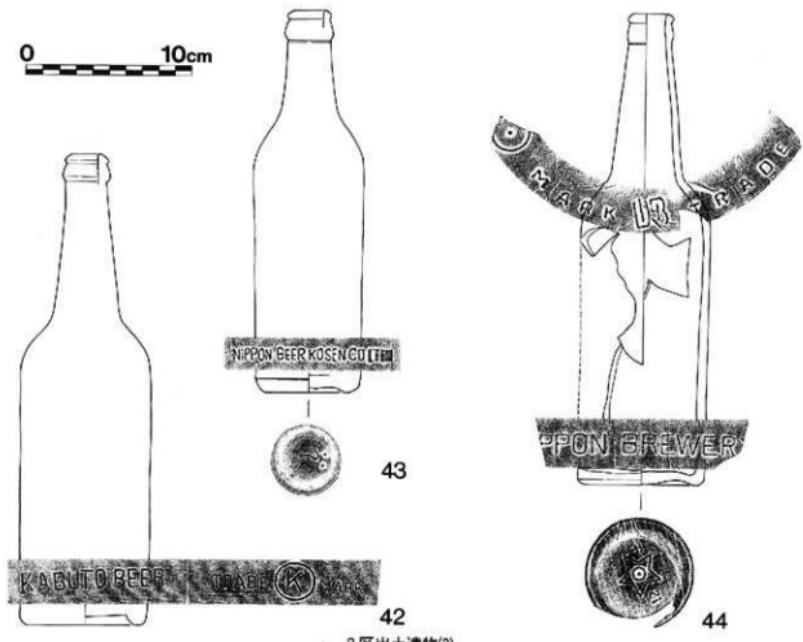
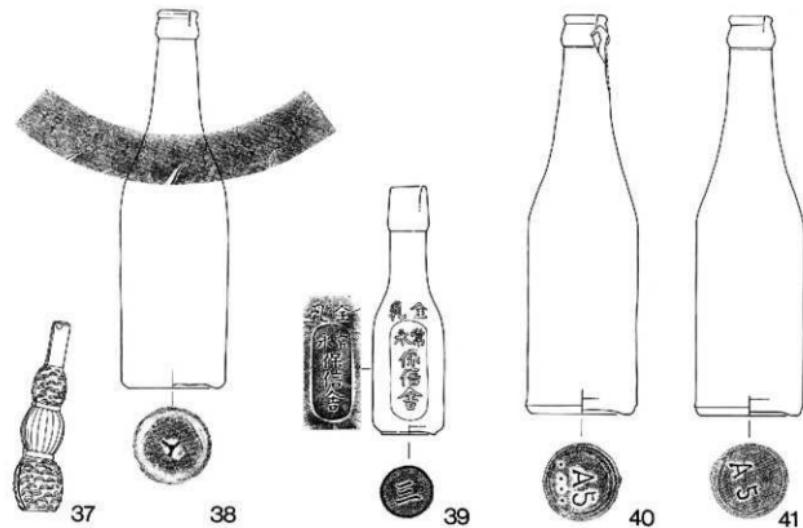


0 10cm

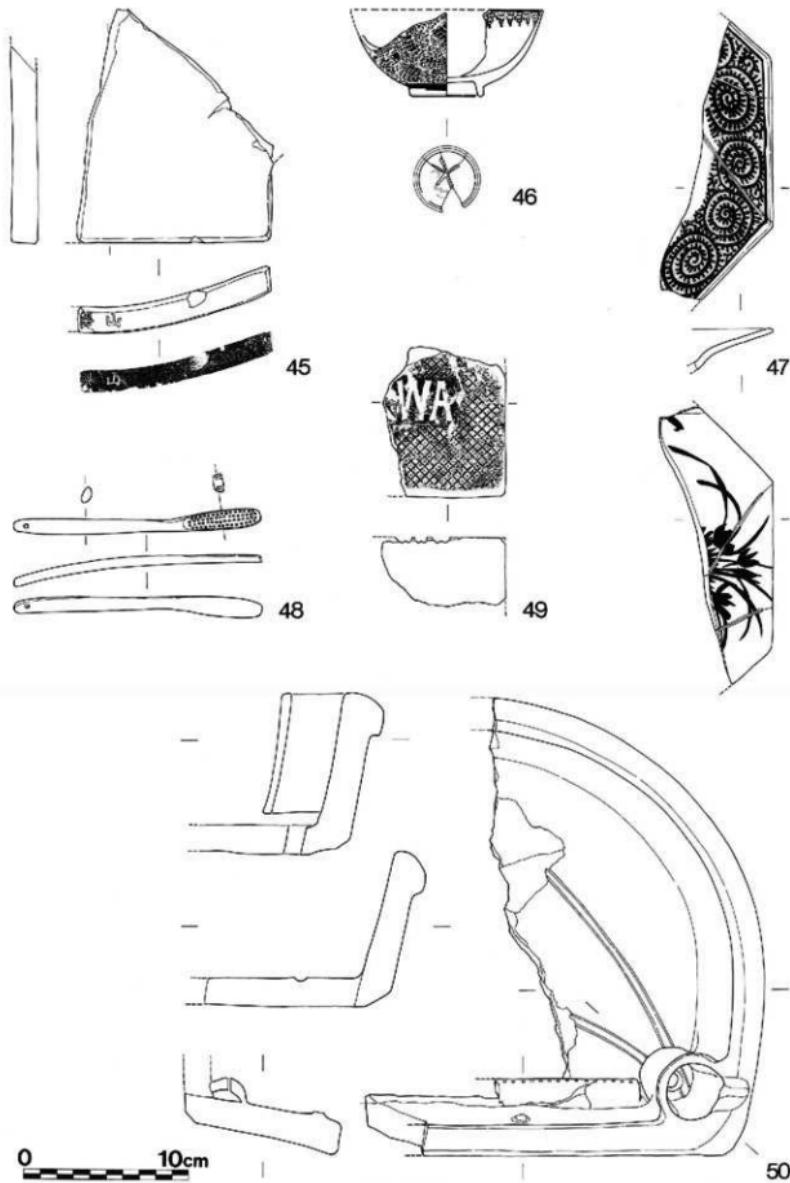


2区出土遺物(2)

図版10



2区出土遺物(3)



2区出土遺物(4)

図版12



1区北壁（南より）



調査区遠景（北より）



1区南壁（北より）



外地側石組（東より）



1区西壁（東より）



外地側礫集積部断割状況（南より）



2区北壁（南より）



内地側石組とスロープ（北西より）



2区南壁（北より）



内地側石組（西より）

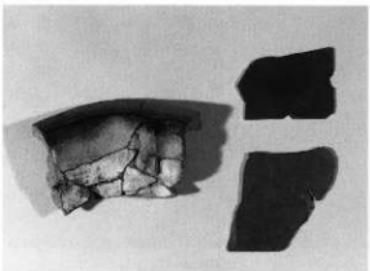


2区東壁（西より）



2区調査状況

图版14



1区出土遺物



2区出土遺物(1)



2区出土遺物(2)

報告書抄録

ふりがな	しょうげんてい
書名	将監堤
副書名	町道3号線建設に伴なう埋蔵文化財発掘調査
シリーズ	若草町埋蔵文化財調査報告書
シリーズ番号	第5集
編著者	田中大輔
編集機関	若草町教育委員会
所在地	〒400-0337 山梨県中巨摩郡若草町寺部598-1 TEL055-283-8311
発行年月日	西暦2003年3月20日
ふりがな	しょうげんてい
所収遺跡	将監堤
ふりがな	やまなしけん なかこまぐん わかくさちょう かがみなかじょうちない
所在地	山梨県中巨摩郡若草町鏡中条地内
コード	市町村 19389 遺跡 41092
1/25000地図名	小笠原
北緯	35°36'52" (世界測地系)
東経	138°30'06" (世界測地系)
標高	262m
調査期間	20020304~20020315
調査面積	118m ²
調査原因	道路建設
種別	堤防址
主な時代	近世~現代
主な遺構	堤防 1本
主な遺物	陶器・磁器・ガラス製品等
特記事項	釜無川右岸の堤防址

発行日	平成15年3月20日
発行者	若草町教育委員会
	〒400-0337
	山梨県中巨摩郡若草町寺部598-1
	TEL 055-283-8311
印刷	はおづき書籍(株)
	〒381-0012
	長野県長野市柳原2133-5
	TEL 026-244-0235

